

歷世女裝考

秋

甲	全	第
常松文庫	四	四
	冊內	四
	三	號



歴世女装考卷之三 目錄・前編之部

- ① 産剃小剃刀を用ひざる事・胎髪を少く持り残す事
- ② 目げといふ小兒の髪并よ禿の事
- ③ かぶろふ中剃する事
- ④ ちやんく・かけく・はんかみの事
- ⑤ 剃刀の再考
- ⑥ 髪置・袴着・食初の事
- ⑦ 深剪・髪前
- ⑧ 振分髪かこみの事
- ⑨ 額髪を剪垂きりすを・耳みみをさみの事
- ⑩ 髪かみのざぐをむとの事

- (十一) 髪上げ
- (十二) 結髪ある髪之形状の考
- (十三) 髪上げ垂髪之さま・髪之くぢなむ
- (十四) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (十五) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (十六) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (十七) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (十八) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (十九) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (二十) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (二十一) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (二十二) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (二十三) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (二十四) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (二十五) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (二十六) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (二十七) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (二十八) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (二十九) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (三十) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (三十一) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (三十二) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (三十三) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (三十四) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (三十五) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (三十六) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (三十七) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (三十八) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (三十九) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (四十) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (四十一) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (四十二) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (四十三) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (四十四) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (四十五) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (四十六) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (四十七) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (四十八) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (四十九) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (五十) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (五十一) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (五十二) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (五十三) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (五十四) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (五十五) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (五十六) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (五十七) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (五十八) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (五十九) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (六十) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (六十一) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (六十二) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (六十三) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (六十四) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (六十五) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (六十六) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (六十七) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (六十八) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (六十九) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (七十) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (七十一) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (七十二) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (七十三) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (七十四) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (七十五) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (七十六) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (七十七) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (七十八) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (七十九) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (八十) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (八十一) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (八十二) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (八十三) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (八十四) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (八十五) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (八十六) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (八十七) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (八十八) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (八十九) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (九十) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (九十一) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (九十二) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (九十三) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (九十四) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (九十五) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (九十六) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (九十七) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (九十八) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (九十九) 髪を洗ふをよますといふ古言
- (百) 髪を洗ふをよますといふ古言

通計附録とも卅一條

歴世女装考卷三

江戸 岩瀬百樹 編撰

一 産剃小剃刀を用ひゆる度・胎髪を少く剃り残さず

往古ハさうあり近き切のまも僧尼の外た人の剃刀はさす事はいつとをれ
 切ハ貴賤も髪ハ惣髪髪ハ生へまの女の眉毛ハ鋸子を扱ふは男女
 子も剃刀の用はらふは且又剃刀ハ僧尼のけふ物ハ名忌てはらふは
 僧尼の物ある剃刀ハ和名抄ハ佛具の部あり又圓光大師傳ハ大師の
 母御大剃刀を吞と夢に生れ見るま名僧ありんといひ事せん
 是も剃刀ハ僧尼の外つらざる物の一証とまへ又類聚雜要ハ卷四ハ
 具の内中・鋸子・鋸子・身夾ハあまど剃刀ハ又和事始ハ卷一ハ剃刀ハ信長殿月
 代ハ用ひとあたらと博學ある貝原先生もいり・はて今の如く人皆剃刀を
 て男ハ月代をさす鬘を扱ふ女ハ眉毛を剃風俗ともなるハ百五十六年以來の

事ありむらひける事ありたれば人のかみせう小用は産利のむらうひ
変るれば僧具の剃刀鉄子の用ひむけしきといふ物もあて産毛をさみたる也
さて生まむとむむ事二歳までありかやうふまふ小児の熱をゆるく育事天性
あるば盛んある熱成りたる為二歳まで髪を生かむ火中熱氣をゆる
されば消を見て知るべしさて二歳の春より髪を生かす是を髪置とて祝ふ
此時魚味の祝義といふ事あり
髪置の糸ふくろくひをさし二歳まで髪を剃るといふ証據は源氏横笛の巻小
薫の大将の二歳の時を「かろひつむ」ていふことありふらうたんとしとて
あり露艸ハ万葉小月艸ともありて上古ハ漆物とまじく繪の具の藍紙ふ
作る物あり右の本支ふ「つむ」ていふことありふらうたんとしとて
がれば小児の替うたてのがらればむしとてやうふむらうかのけしは髪剪
る枯竹むらうとゆふてあむとていふべきやういふむらうのやのかみそを小用ひ
うとあひまどひて湖月ハいろあり源氏の抄どもをさう小剃刀ハ事いふむ

はて是ふつひてをうきまをのあり我が近隣ハ四歳よりあるは下は女こ
あり日常ハ如くゆきむらふむらうの毛もき前髪ありなれば
廊下つて入替荷へつむらう物をもさせまうつ呪してやうんとてかいらの
しろの毛とかのほ草の紙ふ心とさしとさみけるふらう白あつてふるればさ
みーあむあむとて露草の疑ひ露の如く滴るをうーも密まうたるとふ
紛まて童のかつーいふまをうけうけあふ日かの童の目を過し時童の祖母
糸の孫を拍まていふまをありーかの毛少くさみたるやうあむらうたつていふ
やう・まのふか花がほむらうの毛少くさみたるやうあむらうたつていふ
中あり呪てあむとてあむとてさみーはしお歳あり似あはげのうらぐらえん呪
あむらうのありする事うらむとてあむらうあひるまむとて親あむとてうらむ毛を
はさみありーいつありよめや戯れ事ありあむらうと詰問を至極の道
理あり其實を結りて純んとあむらうのうら目ふ一丁字を弁せたる老婆は對ひ

久ばきあり「かくりの濤標の巻めて三月十六日明石の上姫君を誕おひるが
 薄雲の巻めて二歳ある後其の十二月源氏の本妻紫の上比住より二條の院へ明石
 の上の誕たる源氏のた孫の那君を引取養育する所の文あり」その春より生
 とあるその二歳の春より髪を生ませ証とよんで「おまきまのやどら春より生」は
 髪の上より生るる髪を切らざれば髪を切らざれば程ありとよみ
 ある女の児の切毛のさるを此式部々例の妙筆みて目前より切らざれば
 せ則其世八百 前 ありさまありさて又今産別の時産髪少く残りおくも
 性古より此風あり **和名抄** 鬻和名須々之呂小児剪髪所餘也」とあり
 然るに今頂後小残を胎髪はまゝあるといふに西土も産別して胎髪を残すは
 御国も同事 **禮記内則** 子生三月末擇日剪髪為鬻男角女羈」とあり
 西土ハ生てより三月末にて産別をまゝ小鬻をまゝ胎髪を残す事也禮
 記の註ハ男ハ角・女ハ羈との事の解文多し一國より作はる左のごとく



案ハ禮記の本文ハ「擇日剪之」とあり西土
 胎毛ハ剪るといふなり
 尼の法ハ剃髪を
 忌みありは 為鬻男ハ角といふは今俗ハ
 りみちんくあり女ハ西羈といふ形状の頂後ハ

一撮残すは今市中あても男女小かたは此風ありさてうぶ毛をのこすハ
 角と羈とを男女形をわけてハ西土も稚きやハ女ある男ある鬻眼ある
 以名跡たる毛のニツと三ツとめててやまやまの目標あり又ハニツハ陽三ツ陰の
 義ハもあべ御国も神代もさうあり往昔の児昔女ハ鬻をむまびてたじ
 男ハ總角といふを今も唐子鬻といふ和漢不契の駢事あり
二 目刺といふ小児の髪・赤
 中昔の風俗ハ女の児の三歳より髪を生しはる希髪を眉のまゝ上の髪
 小截せりてかたしは髪同さし姿とて二歳より十歳以上までの額法

いとあつくまらうかたてう中をいさる雀子をみりたるを此文は左の圖をてうて今中とちう

四 ちんくく・おけー・せんかみ

今俗はちんくくとして小児の髪を頭の左右へ縛りおけの禮記内則の爲鬢とあるふむあけきむ古風ある事か論あり又おけーとして頂もあるハ聖子粟の實のいせん形又似たるゆゑの名あるべし清人の皆芥子坊主あども昔の以前明人の作りたる全「髻頭為輕便婦人至嫁養髮」とあるハ女子ハ三四まをハおけーとえたりけだ一明國同一の風ありあむ○さて又小児の身の腋も毛をのこすをはんふとのひを近年ハおけこといふ田舎めい奴いさこんたまごもんさうらうの義曉一がさう一ハ大坂人詩因作撰州有馬郡唐櫃村ハ限りて半甲といふ事あり出生の小児の額と耳の腋ハ髪をむなげりろハわむ毛をかくり村の半甲といふ近年見うてとて然せざりし小児ありハ



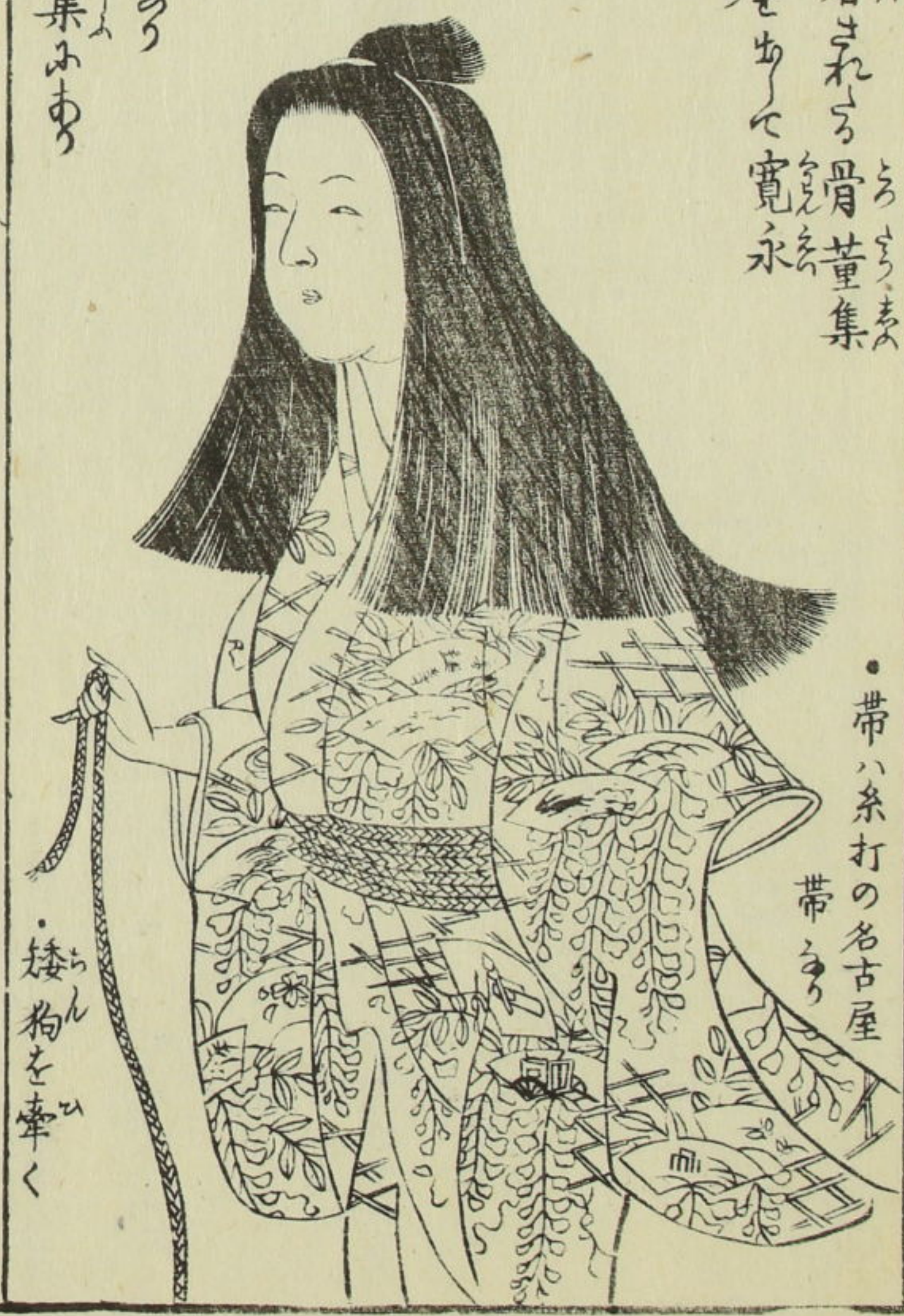
此國古き繪卷みんたる源氏若此の奏は然の上の十歳あるを髪ハ髪をむなげたるやうふゆりくくとしてあるハ此國を解まげんは此國ハ源氏まで古き月るを知らべし

危難あて死せり村人等懼て旧例の如くおまをぞ小児の月代剃のうたるを浪花あて半甲さうといふ唐櫃村の事ハある人稀あり一条此書あてむんろの名義瞭然たり・此後一月文政五年壬午の春とむらぬ有馬温泉のわらうの人とて吾が草堂へ尋来りて書画帖をわけて一筆を乞へり此人京に在りて画も学びより頗る文字もある口氣あり一ハかの唐櫃村の事ハ緒りて然るやいふやとなつてゆればいづれも実鏡ありかの半甲の白いとて席上は作りたる圖紙縮てらふかま

五 剃刀再考

古事記の垂仁天皇記玉垣官み天皇の後の御兄

○上兄醒齋京傳翁の著されたる骨董集
初編名古屋常の示み此圖を以て寛永
以前の繪ありとあり是則
万葉集小賦
放髪 伊勢物語の
みりひ多髪あり
猶委くハ次みりひ
此圖を古書小參據
るて案ずるは二百年以上
在十六七の女子の熊あり
全圖ハかの骨董集あり



・帯ハ糸打の名古屋
帯あり

・矮狗を牽く

辛酉歳の女子



○貞享二年江戸板・秋夜茶吞物語との
しし此圖あり
按みは十三四の女子のなるあり寛文より
元文ありは七十年むろりの間の浮世州
子ぞのふれる國ありとんたまで
ゆめハ其一ツをよせ

攝州有馬郡唐櫃村の
児曹半甲剃之圖
按むる此髪は
凡岡東ありとも
かの村の古風
他國ハも移りし
あしん



豫知其情悉剃其髮以髮覆其頭云々」とあり本居翁が「古事記傳」の
此所の解は「髮を以て剃落したる御髮を以てのふ事あるべし」とあり此比
及剃刀との人物の有り毎の考ありかの色竊み謂此比いまで仏道本朝入
ぎま僧具の剃刀ありたるやうに頭を剃る剃刀を除て外は物あり依て思ふ
小「剃其髮」とある剃の字ハ剃・刷の字まであり古く写し誤り傳へ
来りしありあらざるが剃刷もきると訓べし又「日本紀」の天武紀ハ天武天皇
大海皇子とて東宮たりし御時御父天智天皇の疑をらひむらふ赤心と

あつりあつん為小髻を剃除あひる事えたり此頃ハ仏法渡りてのち百四
五十年なりし時多僧具の剃刀ありつらん万葉集卷十六法師等之髻乃
剃杭馬繫痛勿引曾僧半甘の哥あり是を証とされバ元正天皇の御
代靈龜・養老の比ハ剃刀ありて僧ハ髻を剃り事明頭ハ薙髪あり・さて今の
如く男女剃刀を供へ申ハ天正二百七十年前比より以来の風儀とあり

六 髪置 ○袴着 ○喰初

東鑑纂補小仁治二年六月十七日癸酉・若君御前・御生髪也前武州着
布衣令参仕給・毛利藏人泰光・左衛門大夫定範以下父母兼備諸
大夫侍候中畧殊及結構之儀云々とありと小若君と六鎌倉四代頼経に
の御子あり御生髪と俗よハ髪置ありまへも申たごとく二歳までハ髪をそり
三歳より髪をむく事男女同やうあり
また又東鑑卷仁治二年十月廿一日の兩よ今日若君御前御袴着魚味也
畧着始綿衣給とあり前より引る如く此年二月十七日生髪ありて同年十一月

廿日袴着の祝ひあり此若君とハ前中より鎌倉四代頼経ハの御子
後小五代目頼嗣卿より延應元年十月廿日鎌倉小生とあり仁治二年十月
廿日ハ三歳正當の誕生日ゆゑ袴着の祝ひありとあり袴着の日より長
給の袴をろを着せしめあひく見姿小多玉ふ又王業集小「兼久二年四月
十六日皇太子始て魚味を供む御年三歳」とあり「魚味也」とハ出生以来此
日を始りて魚を喰むを魚味の祝とハ魚の喰初ありむハ三歳ありて始て
魚味をゆるま風儀あり詠ハ次ハ「又」着始綿衣給とハ生てより冬も綿衣を
さる三歳ふより始て綿衣を着せ女子の児ハ二歳より始て魚味綿衣あり事男
の児もあつり是子と養育る古昔の風儀あり安齋隨筆の説ハ小兒ハ脾胃を
健ふる以て養生とハ魚類ハ厚味ゆゑ脾胃ハ泥まををる又小兒ハ火氣盛
多ゆゑ魚肉ハ膏脂て熱物ありゆゑ火氣を添んを恐るゆゑ二歳までハ魚味を
食せしめ又二ツまで綿衣を着せ冬も給せかきめて着する事ハ綿衣ハ熱氣を

包つくり不り漏りゆきせぎるり古こ人じん小せう児じをを育そふ心を用ふ事斯かくの如くとあり此説せつ
宜なり唐国くわんこくの事あり五雜ざ組ぐ卷まき事ことの部曰い保ほ嬰えい論ろん云い若わ小せう児じの安成あんじやう
要えせを須すく三分ぶんの饑と寒とを帶おちし此こ格かく言げん也なりとり今いま魚う市いち場ぢやうの
犬いぬ小せう毛まう澤さくの美いり寺てう院いんの狗は毛澤さくのあまらしも熱あつ性せいの犬熱あつ物ぶつの
魚うを喰ふを々々らるるのゆゑあまらし又また被おちし重おもく朝寐あさねまれバ紀てからうらげ
あまらし氣き血けつを包蒸むする小せう過かつゆあまらしあまらしふりひらうらげれバ分乳ちのみ子こ
小せう魚ぎよ味みを喰せ綿衣めんいはまり多り頭巾づまみをさからうまらむりみたたつららら舐なづくの愛
あり古風こふうのまされたるあまらし何なにを舐づくの愛とり老らう牛ぎう犢とくを愛して朝あ夕せき舐なづく
て終末ま舐なづく殺ころすをいふをうハ維子ことりハ父を指す父とりとひてとと
からののゆゑらうびやりませうと井物いぶつを喰せつひら虫むし氣けをひたりを是舐なづく
犢とくの愛とりいふ書しよ揚やう彪ひうが傳小せう見けんえり或ある翁おきな謂いけるやら犬いぬ猫ねこたらうごちひさらを
ハ愛りまののありまうて我子わがこの二ッッの頃ハ愛小せう溺にやくとやまり見けん心しん中ちゆう親しんのあり

る心欲よくありて心しん欲よくと欲せらるる心しんはませざればもろ声こゑをあげて啼な泣なと悲しくたらふ
あまらし愛あいを知て親を欺くのあり親おやハあまらしむるをあまらしむるとあまらしむるをあまらしむる
からが欲するふまうせり行ぎやう儀ぎを教む是卑ひ賤せんの子を養育やういくむやららかくのど始はじめは
啼な泣なその欺をありて強つよく叱るべしあまらしむるをあまらしむる啼な泣な是こゝ実まこと小せう悲ひしくとあまらしむるのあり
啼な泣なもあまらしむるのありげ止まらずありからうふまらしむる西さい三さん度たはあまらしむるをあまらしむる欺あまらしむるをあまらしむる啼な泣な自みづから教
の口はあまらしむるをあまらしむる君子くんしハ子を見て親を知ると古語こごもありと翁おきなのうらまき女中にゆうぢゆうならむ
子こをやあまらしむるをあまらしむるをあまらしむる筆ふでのつひをあまらしむるの件のごく謙倉けんくらう時とき代だい中ちゆう今いまと
同おなく袴着はきを祝いわひ事ハ此時とき代だいより遙以い前ぜんはあり歴一いつ風ふう儀ぎあり佳吉きちく物ぶつ語ご源げん氏し物ぶつ
前まへの大納なつ言げんふやの大將しやうのことをあまらしむるのどもあまらしむるまぎつつうまのんとあのひをあまらしむるをあまらしむる又
榮えい花か物ぶつ語ごの卷長ちやう和わ五ご年ねん今いまあり八はち百ひやくの事はあまらしむるをあまらしむる三さんッッあまらしむるをあまらしむるをあまらしむる四月しがつふじに
たらうままの事ことあまらしむる今いまありつつくもとらふちひさらし具ぐぞもいみどうせをあまらしむると
あり男女にようにょもたらうままの三歳さいの証扱しやくとます一蓋けい一いつ女にょの裳着しやうをあまらしむるをあまらしむる俗ぞくふふ
女にょ装しやう考かう卷まき三さん十じゆう

竹取物語

竹取のむすひかた

此ちごやあふねとよまきくとおろきふありまはる。

二月むらりふあるねとよたねとある人よありぬきをかみあけらるるはだてかこあけさせ裳ぎす」とありわらふ二月を三年と姫君を三歳とある文意ときこも

の裳ぎ古書どりあまき女の児の魚味ハ管見記 竹林院左口臣 公衡公の御記 永享二年十月廿八日

条二息女三歳有魚味并深髪事」とあり今児の祝ひ儀なる小中人以下ハ

霜月十五日限とも他国ハ然らむとを霜月十五日限定たるハ限陽師の書ハ

年中の最上吉日ハ二月十日・四月五日・五月三日・六月朔日・七月廿五日・八月

廿二日・九月廿日・十月十日・十一月十五日・十二月十日とあり然ハ此内ハ

事也と貞丈雜記 ほととろむりいあやと祝ひ事ハ其児の誕生日あり

七 深剪 髪剪

中昔の書ハ深曾岐・髪曾岐といふ事あまきこふたり其のよを書面ハ校まふ二歳まふ髪を剃り三歳の春より髪を生し其子の誕生日ハ髪置の

祝ひをある此時裳着もありさてかたはしむ髪や生ひのびく帯のあまみ

岐とて祝ふ 切とのみこをを 一年ふ二度むらりそあり 斯為ハ髪の本

見つたようん為ありひち毛脚をそりて生延さんた免あり 後水尾院宸作

年中行事 写本慶長 三歳の時髪置あり 霜月師走の内云九歳の時紐おし

あり身の長ふありあひちいそをそまきとあり 是ハかこまありの御事

あまの上を学ぶ下の風も推てあま一又或貴人室曆の頃の御作 玉函叢説

字本也 深曾岐の事といふ条二 万葉十三卷ハ歳乃八歳叫鑽髪乃吾同子

叫過とあるを同書ハの巻の八年児之片生乃時従とありあはせこれハ八年

児ハ髪もそり頭の赤はたむらりる其末を頭の程ハせり人切さるとえた

此風後代まもつとよりたほど五歳ハまる事とあるハ元服

るども後の代ハいとそやまあり其うふ後漢書鄧皇后紀ハ曰 后年五歳大

傳婦人愛之自爲前髪とあり是を本きて五歳よりありしもありざまこ
あつたきと名付たる事ハ中頃より東童女の十六あり髪をたまたといふをたれよ
むのて是ハ髪を切らざる深曾岐といひたれけん一条此御説いと詳あり
江戸市中にて霜月十五日を小児の祝日とす事ハ一年の内ハ大吉日七ツあり霜月十五日ハ其一ツあり
事前よりいふ如くあるゆゑあり京都ハ髪置の祝ハ霜月朔日大坂ハ心はまうせて日をさむ帯
とまの祝ハ江戸ハ大坂も
せむとあめと人のり

八 振分髪

小児男女も三ツより五ツ六ツの髪より髪を毛肩ありたり比まをさるるあり
との人髪をさして十三四以上より髪を長くあり帯よりさるるまを成らふありたり
いこののハ女のみの名あり此名目のこんたる唇さ
下引く源氏下引く源氏新撰字鏡新撰字鏡「髭・髪至肩垂白・宇奈井」とあり
経都凡柏舟の篇ハ髭タル彼兩鬢とあり毛傳ハ和名抄ハ「髭髪和名・宇奈井」
肩ハ垂る髪といふ髭ハ髪を剃拂ふ字あり
とあり。うかおの後をうるるありといふ証ハ万葉集「播之光有長屋尔

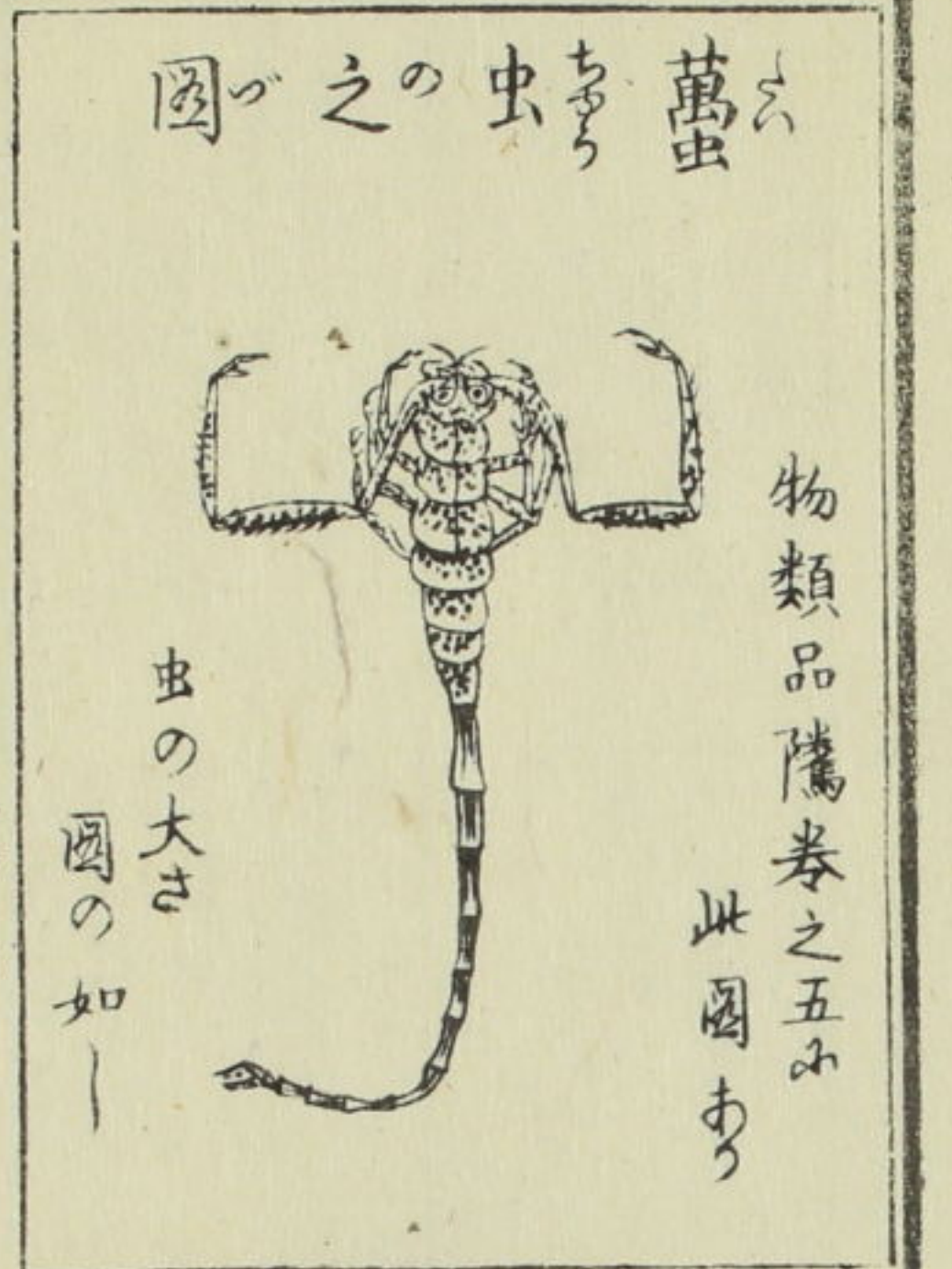
吾率宿之宇奈爲放髮舉都良武香又振分髪ハ同七未通女等之
放髮乎木綿山雲莫蒙家當持見伊勢物語「うへへうあまのけ後も
肩まはぬ君ありむて維うあぐべ」此哥の心を俗ハ解バあまへむけしを
うるあめありしけハ髪を長をも比来ハゆるみ吾ハのそ名振分髪ハ肩をまは
ぬまは定る男ハ髪上げさせん小君ありげて維あ髪上させんとの心あり
さるるハ十七八ありけり髪あり男をさむまが其男ハ髪をあげさせしを
けまハ一年のうちに二度をうるのびみだれたる後剪せらるるあり
郷源氏郷源氏紫の上髪をさる下ふえたる源氏の本源氏あめのみま
の註書紫の上「姫君のいさううけげみはさるひたてかをさるさうちあみまうま
ひまうつりいふやん」
源「君のいさあ人のらさあふんよとておぐのつねよりまきさううふいふを
かたかたひさ
云「前髪」
あふり女房あふり女房女房といふは髪をたまたまい
女房といふは髪をたまたまい

今一ッハ宮女たち御陪膳の時ハかゝる垂髪を結びあげて櫛をもさす事あり
 かゝるはまさりハいささうりハ御膳の具ハ髪ノ毛のうろけをさしてさるゆゑ
 ありまへの櫛の条もゆゑか如く此前の条も引さる此式部日記にも「かゝるまの
 こそ女房ハ入」とありて「かみあげたる女房ハ」なると名残ありて「かゝるまの
 まのると髪あげ事をもさる儀ハかゝるるとさるゆゑもさる儀ハかゝるるとさる
 又枕のさる」ののをさるはありてみるハあげまのりて藏人どもまさるハの髪あげに
 又江家次第 嘉保・康和の比の書今 卷十七立太子の条「幻宮時ハ女房陪膳と為ま
 下本の髪を上ぐ女藏人四人以上傳供」洪文とありてハ御陪膳ハ髪あげ
 するより儀ありて「猶引べき書ハさるハ考へあり下ハの儀ハ髪あげハ西義あり事斯
 如く」

① 神代よりハ髪ノ風一変ある事
 神代ノ女ノ髪ハ風ハいまもゆゑか如く天照大御神ノ御髪ハ御髻と結く

りしるたうハ一ハの状神代巻を証とまへ此風後ハもつとありたる事ハ人皇十五代
 神功皇后三韓を征ハむんとて筑紫ノ浦まで御勝利を神祇ハ祈玉ハ以驗あり
 ハ此髪分きて兩とさるるとハ御髪を解むハ海ハ濊ぎありハ髪あげハ分て兩
 と為ハをさるハ髻とありハ假ハ男ノ白とありハ日本紀ノ神功皇后
 ノ巻ハ詳あり是ありてハ女ノ髪ハひとゆゑハ男ハ兩ハ縮結神代ノ風ノ不亦及ぞ
 ありて此男女ノ髪ノ風期てあり歴ハ事天七地五ノ神代より人皇三十九代天智天皇
 ノ御代まで不変ハ天武天皇ノ御代より一変セハ事ハ日本紀天武卷 卷下
 白鳳十一年三月ノ詔曰「自今以後男女悉結髪」とあり本居大人ハ古事記
 傳 卷七 天照大御神假ハ丈夫ノ御装束を為賜事ノ註ハ右ノ文を引て曰
 上代ハ結といハ一本を二ツハあつて結て其末ハ後へ垂ハたりけんを彼詔ハ結
 よとあり頭上ハ結縮て髻とさるをいさる」とあり是日本より女ノ髪ハ結ハ起
 原ありハ右ノ御制ありて二年たちて「男女四十以上髪之結不結任意」と在

「行幸いたつ」として。まごあつたより人々けささうし心ほつひまを中北みかた
はまふみまをわあへん女房中のわたる。南のたあうりよりまごれとまご
しむまあげて内侍二人いづれかの日のかみあげらるるまごまごかろうまご
しげよかたなるゆうあり」下畧 栄花物語中の事をかきて 文句も大方ありゆまの引也 あふ髪あげあたるまごまご
「かろう多成わしげよかたなるゆうあり」とい此式部が目撃事成かきたるあは後
あがれまごのあまごまごの此文句のみあり。まご唐絵み比したる此比及の聖土北宋
の淳化年中あり寫山樓文晁 あら宋画の模本ありと尋ね問けるふ果しとふ
はまごたる模本を寫し地たる畧りてあまごまご式部がから多のゆうといひるあ
此國紙てしつとまご結髪まごあひの状のゆかごまごまごまご。まご西土の太古の髪まごのまご
詩經ガとトノのしやう小雅都人士章「彼君子女。卷髮如蠶」同次の「終朝采緑不盈一匊予
髮曲局薄言歸沐」とあり。蠶ハ蜂の如く蝨虫あり和名・佐曾利といふあり
まごも和名抄あり蠶蝨を佐曾利とあり字彙「蠶蝨ハ土蜂」和名抄は蠶 蝨は誤るとあり



本草綱目を見まご蠶ハ山中の石の下まごあ
住む虫といふまご蠶蝨も五虫の種類のあ佐
曾利と和名は訓けんり新撰字鏡あり
蝨を「佐須・又・佐曾利」とあり蠶の蝨虫
ゆまご佐曾利と訓てもありまごまごあまご

和漢三才圖會卷五「水蠶俗ふり太以古无之形畧蠶螂似云」と
しつ五虫の種類のあまご「是髪まごの風まごの用まごのけまご偶と筆のほつひまごあまご
まごまごまごのまご」詩經箋註「蠶蝨虫也尾末捷然似婦人髮末上
曲卷然云」とありまごまごまごまごまごまごまごまごまごまごまごまご
み畧似し又予が髮曲局とありまご遠らうまご又礼記内則子事父母と
の形ありしつ西土の中上古の髪まごの風をまごまごまごまご大同小異ありまごまご

あぐらにて髪をつつと髪ねの根は四五寸ある釵かんざしをよみゆて髪を釵よりゆてふく
まきえおへふてありあり日本にのゆき女の筋曲すぢまがといふくあり」とありあり筋曲とい
かろくともめありあり三百年前より女をかろくよゆ人半ありあり井の瞭然りやうぜん天文
の間まある天文あり四十年のち小松軍記群昏類 従来小陣中へ軍士の妻食物を持ゆきまるといふ
「物毛の髪を唐曲くわんこくと結てま」とあり又松田一樂入道秀任寛文七年作「武者
物語抄寛文九年上本 全七冊巻の一」古き侍の物語は曰・井筒女之助と云て武遍世ぶへんよとまをれる
渡り奉公人ありけり人のかぢち女人のたまふて髪を長く生かすかろくよゆひ其
唐輪たうりんの中は不断平針をゆあみてあたる也是は人よかろ輪をさるとまはたあ
とぞ・傳聞は井筒女之助の境若狭といふ吉川廣家の家来より浪人へと撰せん忍
有馬郡の内三輪といふ所は久しく住よとまき一生むとあれたかろく武士あり
とろぐ渡りありき後ハ雲州うんしゅうより下り堀尾帯刀吉晴の家来とあり雲州を病死
ありとまき」とあり又七の巻は「喧嘩けんか口論こうろんを起し口くちの意趣いそは命を捨ると

せんある事ありむく井筒女之助といふ侍あり其のかぢち女人のたまふて髪を長
と中かろ輪はゆひ着るありきも女人むたの小袖あり不断刀腰差も幼少あり人の
如く鏝際つぎまありありめとあてけり」とあり此心はた人よ顔かほ残うたると一生
くくしの意趣いそあり死ねまじとの心ありありあるゆゑ常ハ男をやめてつまる
西ハ主の御用は命を捨んと心の心めて女人のくく形をあり女之助も名つたる
也あとまき親ハ境備後といふ吉川駿河守元春の家来あり女之助若き名ハ
境又平といふ一人也藝州沼田郡新庄といふ所より出生とまき右の境備後より今
の境宗右衛門正次まきの四代也とまき」とあり是は徴拠ハ天文の間は筋曲
いひを天あまふといふてハ唐輪とまき中人以上の女ハ常ふゆひといふたり祝義の
時とき下さげ髪あり。さて右の井筒女之助といふ名ハかぢち狂言など女中たれも知れる
名ありハ結柄ありと唐輪の考証のついでハ實傳をまき一の〇件の事やハ
おのひつてつろく考ふか髪上のさまを「かろきをゆりげふかたるとあり

○唐輪鬘之古圖



此圖ハ岩佐又兵衛ガ筆アリト云或人の云
模本多ク紙あまの全圖を畧一ツ本幅ハ極
彩色あてのうさな岩佐ガ真跡と見ゆとぞ此
画人ハ慶長元和を盛ふる人なれば唐
輪の髪のまま証とすべし此画人を俗
浮世又平と云つらん

此と式部がひたる其の形状をいふ
物を古圖の唐輪めありけんう一是ハ又も
管見の強言よとす

○亡兄醒齋翁・骨董集の上編・三線
鼓弓の古製・とのみ条の檢証の圖は
髪を唐輪といひ振袖を着て將儿は腰
かけ三線をひく圖の傍註に「寛永正保の
比の古画あり三線の古製をさるべし・美少
年の男子の体也」と云はるる其の圖ハ踊
り此繪の中より抜寫せしる物にて原本
の全圖ハ抜うのされしる圖とおかよぬ
あるものハ大小ありのハ股差をさるる也

ありて美少年のさまふいゆるゆあは踊りの三線也
の男子は体といわれしるハ一時の論失あり・愚按ありとくも寛永の比京
此六条は廓あり一時遊女等が盆踊の圖あり然ゆのよりハ箕山が大鏡
寫本寛永の比の京のころハ廓中の踊の事也「太夫天神のあはれ髪ははつとみ
の事をいひてきたる物
大振袖いづれも美少年の如く」とあり又大小ハ真劍ありハ踊道具也
日次記事ハ「元七月街市ハ太鼓・團扇・大小木刀加伊羅木の事・三尺手中・
奇特頭巾・作り髪・金箔紋所・を賣る是盆踊必用之具也」洪文とありゆ
右の圖の大小ハ踊り道具ある事明人物ハ遊女ありとく髪ハ唐輪あり
此考証より引る書ハ醒齋翁骨董集也他の事あり引きとれどいままで
偶然女を男子とあやまりありは此書は用あけしと唐輪の筆の
はのてよとあり亡兄が為骨董集を補ふ

④寶髻といふ髻

唐土の国の閑闢より女も考髪風俗あるゆゑ歴世の結ひやうふ名ある事彼
 国の書ぞの散見する処枚舉は違わらば御国の神の御代より女も垂髪あり
 から髪ゆひやうふ名ありし事けうふあり然る人王六十代醍醐天皇の御世は
 いりて結髪するふ宝髻との名始て延喜式衣服令下
 ありあらず内親王内命婦礼服の時ハ宝髻なり支註ふ二品已下五位已上宝髻
 を去るとあり此宝髻の事を令義解ふ宝髻との金玉を以て飾物あり是乃
 神代の餘風ありといふハ神代の男女とも髻ふ珠を飾る事前ふりて如
 して此宝髻の形状ハ安齋隨筆の赤鳥ふ「上代の結髪とのみ々垂髪を頂の
 上へさうあびく痛の如くゆて髪を結て釵子を刺あり」といふ事
 束抄ふ釵子の刺様とてこれども宝髻の事ハえびたが釵子よつて
 ある紐を頭ふりふるをさうとてあるとありてハ宝髻ありし事推て
 あり然りて後の物あざさるをさうとてをさうとてなる國代ありて・栄花・源氏

百樹按ふ
 此圖
 女官服章あり
 字本の物
 宝髻
 釵子
 元結の名
 古今同
 但し此の紙をた
 しては後世の
 髪のはまらり
 三河水引く

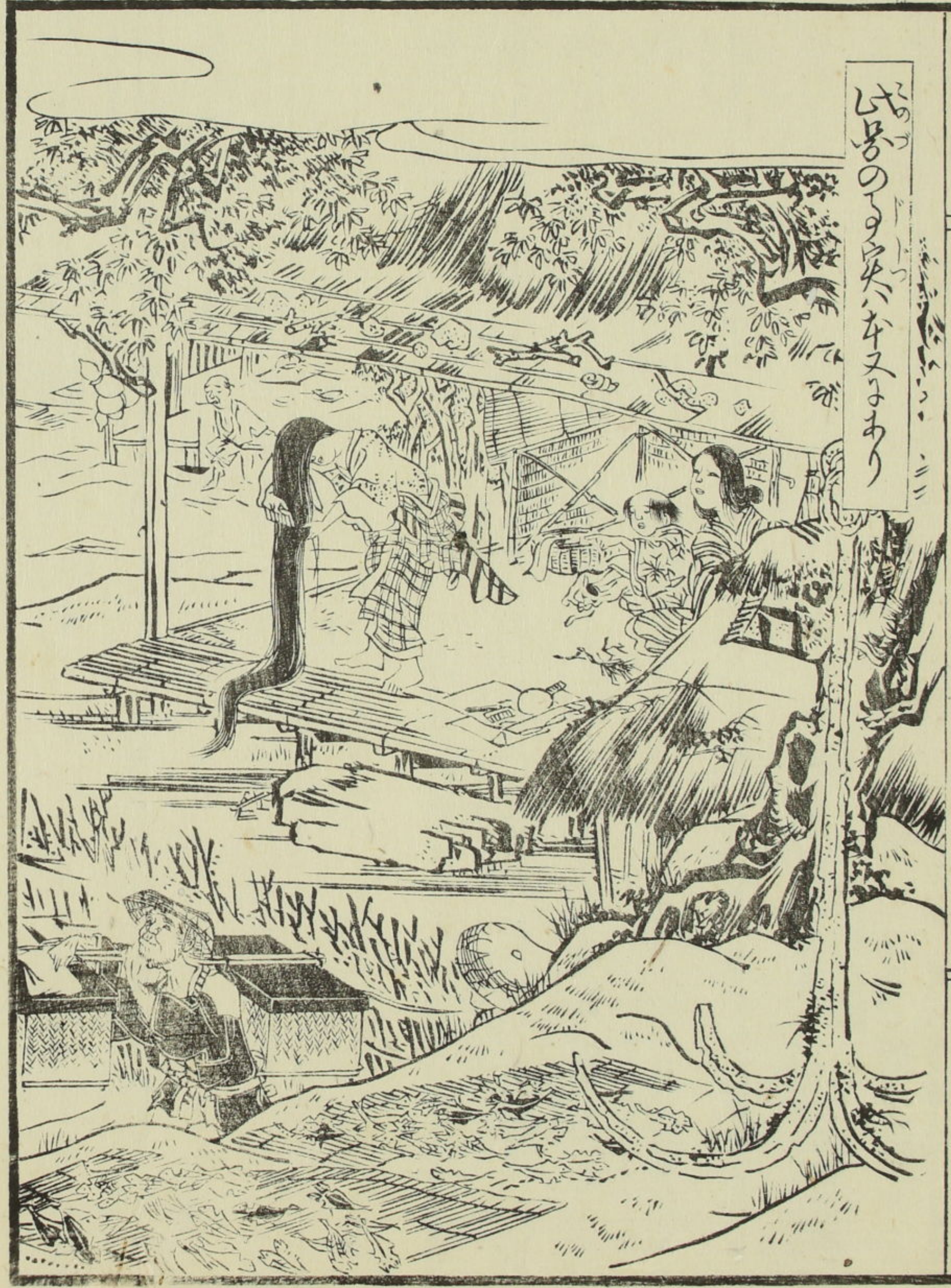
ちりの名・まろを
 のちれ名・大じん
 枕のりうり・式部日記さどふ
 「さうさうてえ」とありてのさ
 宝髻のゆひやうをもあらしむ
 右の圖ある女官服章とのみ
 書け奥書は宝髻十三年癸
 未五月廿七日平貞丈とあり
 て或縉紳家の御本を寫さ
 してより也書中の事とのハ

室町殿比との貞丈先生の註釈ありけをの宝髻の形状此一証
 とすべし

⑤ ひりのまろしれさま・髪のはまらむ
 ひりの垂髪のはまら古画のまらるるほど七八百年前の宮女を今目前に



京水筆(百)



しほのりくたふ又あり

よるけりあるさうあり」此文は兵庫醫のまされたる事明一然れども天明の比までも遊女あり此凡のものが上職のものらわらざる横兵庫ありざるありしよし見も今の島田ありて兵庫の影もえんざありぬ。兵庫の髪は状は是れ國あり

廿 島田鬘の始原

兵庫の後島田といふ結風ある此より慶長より明暦ありまきの雑谷どもふの名も國もえんざれど寛文の中より起り一萬治二年板浅井了意が作 東海道名所記 三 大井川の条は曰「島田ありまきかまどはひは牙然緒がまけぬといふ馬こまて島田の事あり髪をかたる事をよみ五へりといふ是れよのなぐ」をこやの女もちりのはくも髪せめて島田は結りもがな」とよみたるげや春元の句よ名よゆやげも島田の柳髪といふ酒新をこたたりく男の騎馬の事よははなてゆ」とあり前よりなる貞享二年の婦人養草ふ。髪は島田兵庫さとの遊女のある所の名残ありといふとある説は符合を

又享保十九年板菊岡沾涼が作 世事談 五 「島田といふ東海道島田宿の女

は髪は髪を結ひけるせれゆ名よ此名あり」といふ按は宝永七年板 寛

潤平家物語 一 不正保慶安の比東海道の茶汲女の名高き髪ありといふは 鈴下出領

の。おふ里。坂の下の。お竹。関の。小方。衆名のおまへん」をこまへりいさる島田ありまき

の。ありて髪は二風成ゆいへるしまもまきさるばあめもあま田舎の女がゆいへるあたる

髪は風二百年来まきさるる天下合羽然とて島田あり女裝中の一奇事ありあり島田

宿は遊女あり一車ハ 盛衰記 廿 又 平家物語 長門本 中も若殿打つとて島田の宿の

遊君は遊女あり一昔ハ海道はわらざる遊女ありしといへて 更科日記 不此書ハ

作者孝標朝臣の女足柄山おやどりし時遊女二人傘をさして来りさるる一車

えたり 曾我物語 あり虎を海道一の遊君といふ寛文五年板 古今夷曲集 大井

川ありまきをたてたる島田あり髪もゆる君保友 又元禄九年板 女重寶記

按は此書新 卷の一は髪をあるといふ事 町風ハ常由田舎も島田がうづの

古二板あり

